

水道料金改定

(平均世帯で1カ月500円程度アップ)

実施は五月一日以降の検針分から(三月、四月使用分)

はじめに...

十二月の広報でもお知らせしましたが、都留市の水道は大正十二年二月、谷村町内に給水を開始してから七十五年が経過しました。

この間、市民生活に欠かすことのできない生活用水供給のため、計八回の拡張事業を実施し、水道施設の整備にあたってきました。老朽化による漏水が後を絶たないことや、それにもなう事故の発生。阪神淡路大震災による教訓。これらを総合的に判断し「より安全で、おいしい水の供給」、「災害に強い施設の整備」、「緊急時における給水確保」を図るため、都留市水道事業基本計画を策定し、第九次拡張事業計画と併せて老朽化した施設整備にあたることとしました。

どうして水道料金を改定するの？

水道事業は、地方公営企業法により「その経営に要する費用は、一般会計などが負担すべき経費を除き水道使用者の負担において賄う。」という、独立採算性の維持を経営の基本原則にしています。

現行の水道料金は、平成四年度から六年度までの三カ年間の財政計画に基づき、平均二・五・三％の改定を行いました。財政計画によると平成七年度は改定の時期にありましたが、設備投資を抑制し料金改定を先送りして現在に至っています。

第九次拡張事業計画を推進するための財政収支計画によると、すでに給水原価が供給単

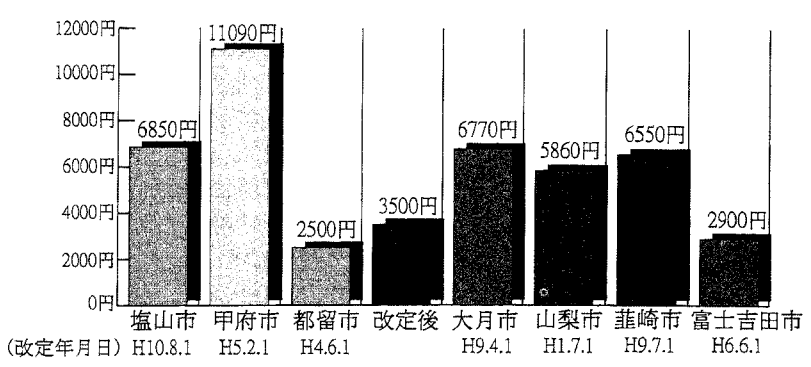
価を上回り、現在の料金体系で試算すると平成十三年度末には約二億円の累積欠損金が見込まれています。現行の料金では到底賄いきれず、このままでは健全な水道事業の運営は困難であるため、やむなく改定をさせていただくことになりました。

料金改定の時期は？

市民の皆さんの影響をできるだけ軽減するため、冬の凍結防止のための使用量の多い時期を避け、五月一日検針分(三月、四月使用分)から施行します。

県内7市の水道料金比較

一般家庭で2カ月あたり70㎡使用した場合の料金(70㎡は都留市の平均使用量)



現行の水道料金は、全国で二番目の安さです。今回の改定により十番前後の料金となりますが、市民の皆さんに、より安全でおいしい水の供給が図れることとなります。